

# 後見制度支援預金

(令和3年 1月 4日現在適用中)

項目	内容
① 商品名	後見制度支援預金
② 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、組合員または組合員となる資格を有する方。</li> <li>・家庭裁判所にて後見開始の審判を受けている方で、同家庭裁判所より本商品の利用にかかる「指示書」を受けた方。</li> </ul> <p>※ 本商品は、被後見人名義及び後見人名の連名預金であり、後見人の手続により取扱います。</p>
③ 期間	定めはありません。
④ 預入方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき取扱いします。</li> <li>※口座開設および入金都度、「指示書」が必要となります。</li> <li>・現金、小切手その他の証券類でお預け入れいただけます。</li> </ul>
預入金額	1円以上（1円単位）
⑤ 払戻方法	・家庭裁判所の発行する「指示書」に基づき取扱いします。
⑥ 利息	
適用利率	毎日、店頭に表示する普通預金金利の利率を適用します。 尚、利率は金融情勢に応じて変更します。
利息計算方法	この預金の利息は、毎日の最終残高（証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。） 1,000円以上について付利単位を100円とします。 尚、1年を365日として日割で計算します。
利息支払方法	毎年2月と8月の当組合所定の日にお支払いします。（利息は普通預金口座に入ります。）
税金	<p>【個人の方】</p> <p>預金利息から税金20.315%（国税15.315%、地方税5%）が徴収されます。</p> <p>※ 復興特別所得税の追加課税により、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの25年間20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。</p>
⑦ 手数料	原則ありません。但し、預金通帳再発行等の場合は、当組合所定の手数料が必要となります。
⑧ 特約事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>●この預金は、「指示書」に基づかない、現金・振込・振替による預金の入金・出金や口座振替による支払請求を受けることはできません。但し、身上監護等、日常的に必要な資金の定期定額支払が、家庭裁判所の発行する「指示書」により指定される場合は、本商品取扱店舗に開設する通常の普通預金口座への振替に限り、定額自動振替サービスが利用できます。（毎月1回または年1回）</li> <li>●給与・年金などの自動受取口座、公共料金・各種料金などの自動支払口座としてはご利用いただけません。</li> <li>●定期預金の利息入金口座、出資配当金の振替口座としての利用はできません。</li> <li>●定期積金の口座振替資金引落口座としての利用はできません。</li> <li>●この預金は、マル優はご利用いただけません。</li> <li>●総合口座としてのご利用はできません。</li> <li>●キャッシュカードはご利用いただけません。</li> <li>●この預金は、後見人が「代理人届」により包括的に代理権授与しての取扱いは受付できません。後見人の代理人による手続きは「委任状」による場合で、組合が認める場合に限ります。</li> </ul>
⑨ 金利情報の入手方法	店頭に掲示されている金利一覧をご覧ください。または窓口にお問い合わせください。

# 後見制度支援預金

(令和3年 1月 4日現在適用中)

項 目	内 容
⑩ 付利型	<ul style="list-style-type: none"> <li>●付利型から無利息型に変更することができます。</li> <li>●この預金は、預金保険の対象として、同保険の範囲で保護されます。</li> </ul>
⑪ 無利息型	<ul style="list-style-type: none"> <li>●無利息型から付利型への変更はできません。</li> <li>●預金保険制度により全額保護されます。</li> </ul>
⑫ 譲渡・質入れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本商品は、譲渡・質入れ禁止</li> </ul>
⑬ 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>●苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。 【窓口：相双五城信用組合 総務部 TEL：0244-36-5561 受 付 日：月曜日～金曜日（土日・祝日および金融機関の休日を除く） 受付時間：午前9：00～午後5：00 尚、苦情対応等手続については、別途リーフレットを用意しておりますので、お申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 (ホームページアドレス) <a href="http://www.sogo-shinkumi.co.jp">http://www.sogo-shinkumi.co.jp</a></li> <li>●紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター (電話：03-3581-0031) 第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588) 第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249) で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記組合窓口、または しんくみ相談所にお申し出ください。 【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日を除く） 受付時間：午前9：00～午後5：00 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 ◎お客様から前記弁護士会の仲介センター等に直接お申し出いただくことも可能です。 ◎仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様もご利用いただけます。さらに、東京以外の地域のお客様からの申立については、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で以下の手続きを進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施しているものではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。</li> </ul>
⑭ その他参考となる事項	<p>本商品は、成年後見人、未成年後見人のみ取扱いできるものとし、家庭裁判所より選任され、登記されている書類が必要となります。保佐人、補助人及び任意後見人では取扱いはできません。</p>